

1 事業名

所沢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する等の条例

2 事業の概要

地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年の引上げ等について、所要の改正を行うとともに、規定の整備をするものである。

【改正条例】

- ・ 所沢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
- ・ 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例
- ・ 所沢市職員の定年等に関する条例
- ・ 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例
- ・ 所沢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例
- ・ 所沢市職員の育児休業等に関する条例
- ・ 所沢市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- ・ 所沢市一般職員の特殊勤務手当に関する条例
- ・ 所沢市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

【廃止条例】

- ・ 所沢市職員の再任用に関する条例

3 他自治体の類似する政策等

法令の改正に伴うものであり、他の自治体においても同様の条例改正等を予定している。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性
地方公務員法

6 事業費及びその財源等

【制度導入による影響額】

- ・ 令和 6 年度（定年年齢 1 歳延長・延長職員 7 割支給開始時）
影響額 54,987 千円 61 歳給料 7 割支給
 - ・ 令和 14 年度（定年年齢 5 歳延長・延長職員 7 割支給完了時）
影響額 365,590 千円 61～65 歳給料 7 割支給
- ※いずれも現行制度（再任用制度）との比較

7 その他

添付資料

- ・ 新旧対照表
- ・ 定年延長制度について

議案第82号 所沢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する等の条例

◎所沢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正（第1条関係）

(報告事項)

第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならぬ事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。

(1)～(11) 略

(報告事項)

第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならぬ事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。

(1)～(11) 略

◎職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正（第2条関係）

(降給の種類)

第2条 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）並びに法第28条の2第1項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなつた場合において、降格することをいう。）とする。

(降格の事由)

第3条 任命権者は、職員が降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなつた場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当し、必要があると認める場合は、当該職員を降格するものとする。この場合において

(降給の種類)

第2条 降給の種類は、降格（当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）とする。

(降格の事由)

第3条 任命権者は、職員が降任された場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降格するものとする。この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、任命権者が、勤務成

て、第2号の規定により職員のうちいずれかを降格させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。

(1)・(2) 略

附 則

(施行期日)

1 略

(降給に関する経過措置)

2 所沢市一般職員の給与等に関する条例(昭和26年告示第8号)附則第11項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「並びに所沢市一般職員の給与等に関する条例(昭和26年告示第8号)附則第11項の規定による降給とする」とする。

3 第5条第2項の規定は、所沢市一般職員の給与等に関する条例附則第11項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、市規則で定めるところにより、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなつた旨の通知を行うものとする。

◎所沢市職員の定年等に関する条例の一部改正(第3条関係)

所沢市職員の定年等に関する条例

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 定年制度(第2条—第5条)

第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6条—第11条)

第4章 定年再任用短時間勤務制(第12条・第13条)

第5章 雑則(第14条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)以下

績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。

(1)・(2) 略

附 則

略

所沢市職員の定年等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第

「法」という。) 第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 定年制度

(定年による退職)

第2条 略

(定年)

第3条 職員の定年は、年齢65年とする。

(定年による退職の特例)

第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条各項の規定により異動期間(同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。)(同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。)を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職(第6条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。)を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合に限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験が必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、

28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定年による退職)

第2条 略

(定年)

第3条 職員の定年は、年齢60年とする。ただし、次の各号に掲げる職員の定年は、当該各号に定める年齢とする。

(1) 市民医療センターその他任命権者が指定する施設等において医療業務に従事する医師及び歯科医師 年齢65年

(2) 庁務手、調理員、ホームヘルパー、ケアワーカー、整備員、衛生手 年齢63年

(定年による退職の特例)

第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験が必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、

当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えないことができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならぬ。

4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。

5 略

(定年に関する施策の調査等)

第5条 略

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、所沢市一般職員の給与等に関する条例（昭和26年告示第8号）第8条の2第1項に規定する管理職手当を支給される職員の職（市民医療センターその他任命権者が指定する施設等において医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める職を除く。）とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。

(3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めるときは、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えないことができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならぬ。

4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

5 略

(定年に関する施策の調査等)

第5条 略

(他の職への降任等を行うに当たつて遵守すべき基準)
第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たつては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経歴等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従つた上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日まで)の間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあつて

は、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2. 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3. 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として市規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情がある

ため、当該職員^{の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。}

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができることを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条各項の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条各項の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の市規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要す

る職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、市が加入する地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項の一部事務組合又は広域連合の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の市規則で定める情報に基づき選考により、短時間勤務の職に採用することをできる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則 (委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則 (経過措置)

2 略

(定年に関する経過措置)

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、所沢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年条例第 号)第3条による改正前の所沢市職員の定年等に関する条例(以下この項及び次項において「旧定年条例」

附 則
(経過措置)
2 略

という。) 第3条各号に掲げる職員であつて、第3条の規定を適用する職員については、前項の規定にかかわらず、次の各号に規定する定年とする。

(1) 旧定年条例第3条第1号に掲げる職員については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、第3条中「65年」とあるのは、同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和13年3月31日まで	65年
------------------------	-----

(2) 旧定年条例第3条第2号に掲げる職員については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、第3条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

5. 任命権者は、当分の間、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び旧定年条例第3条第1号に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。)が年齢60年(旧定年条例第3条第2号に掲げる職員にあつては、同号に定める年齢とする。以下この項において同じ。)に達する日の属する年度の前年度(以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。)(情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかつた者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員(異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなつた職員(以下この項において「末日経過職員」という。))を除く。)にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日(属する年度(当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度)において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとする)とともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

◎職員懲戒の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正（第4条関係）

（減給の効果）

第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、その発令の日に受ける給料の月額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあつては、報酬の額（所沢市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年条例第15号）第2条第4項から第6項まで、第3条又は第4条の報酬の基本額に限る。））の10分の1以下を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

◎所沢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正（第5条関係）

（1週間の勤務時間）

第2条 略

2 略

3 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内において、任命権者が定める。

4 略

（週休日及び勤務時間の割振り）

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

（減給の効果）

第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、給料の月額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあつては、報酬の額（所沢市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年条例第15号）第2条第4項から第6項まで、第3条又は第4条の報酬の基本額に限る。））の10分の1以下を減ずるものとする。

（第5条関係）

（1週間の勤務時間）

第2条 略

2 略

3 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり16時間を下らず、32時間を超えない範囲内において、任命権者が定める。

4 略

（週休日及び勤務時間の割振り）

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、市規則の定めるところにより、勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間において、当該育児短時間勤務等の内容に従い市規則の定めるところにより、勤務時間を割り振り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員については、1週間ごとの期間において、市規則の定めるところにより、勤務時間を割り振るものとする。

第4条 略

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、市規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従つた週休日、定年前再任用短時間勤務職員にあつては8日以上）の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は勤務公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員）にあつては、8日以上）の週休日（育児短時間勤務職員等）を設けることが困難である職員については、市規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等）にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従つた週休日）を設ける場合には、この限りでない。

（年次休暇）

第12条 年次休暇は、一の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員）にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、20日を超えない範囲内で市規則で定める日数）

(2) 当該年度中途において新たに職員となるもの 其の者の当該年度における採用の月に応じて次の表に定める日数（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、市長が別

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、市規則の定めるところにより、勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間において、当該育児短時間勤務等の内容に従い市規則の定めるところにより、勤務時間を割り振り振るものとし、再任用短時間勤務職員については、1週間ごとの期間において、市規則の定めるところにより、勤務時間を割り振るものとする。

第4条 略

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、市規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等）にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従つた週休日、再任用短時間勤務職員にあつては8日以上）の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は勤務公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等）にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員）にあつては、8日以上）の週休日（育児短時間勤務職員等）を設けることが困難である職員については、市規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等）にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従つた週休日）を設ける場合には、この限りでない。

（年次休暇）

第12条 年次休暇は、一の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員）にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、20日を超えない範囲内で市規則で定める日数）

(2) 当該年度中途において新たに職員となるもの 其の者の当該年度における採用の月に応じて次の表に定める日数（再任用短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、市長が別に定め

に定める日数)

略

2・3 略

(特別休暇)

第14条 略

2 職員は、次の各号に掲げる場合に、それぞれの場合について定める期間、特別休暇を受けることができる。

(1)～(2) 略

(2) 夏季において心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実を図る場合 一の年度の7月から9月までの期間（以下この号において「取得期間」という。）内において8日（育児短時間勤務職員等及び定年前任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、任命権者が別に定める日数）の範囲内の期間。ただし、任命権者は、公務の運営上特に必要と認めるときは、取得期間を変更することができる。

(非常勤職員の勤務時間等)

第18条 非常勤職員（定年前任用短時間勤務職員を除く。）の勤務時間等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、市長の承認を得て、任命権者が定める。

◎所沢市職員の育児休業等に関する条例の一部改正（第6条関係）

(育児休業をすることができない職員)

第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 略

(2) 所沢市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第31号。以下「定年条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員

(3) 定年条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

(4) 略

る日数)

略

2・3 略

(特別休暇)

第14条 略

2 職員は、次の各号に掲げる場合に、それぞれの場合について定める期間、特別休暇を受けることができる。

(1)～(2) 略

(2) 夏季において心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実を図る場合 一の年度の7月から9月までの期間（以下この号において「取得期間」という。）内において8日（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、任命権者が別に定める日数）の範囲内の期間。ただし、任命権者は、公務の運営上特に必要と認めるときは、取得期間を変更することができる。

(非常勤職員の勤務時間等)

第18条 非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）の勤務時間等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、市長の承認を得て、任命権者が定める。

(育児休業をすることができない職員)

第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 略

(2) 所沢市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第31号。以下「定年条例」という。）第4条の規定により引き続き勤務している職員

(3) 略

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 略
- (2) 定年条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員

(3) 定年条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

(育児短時間勤務職員等についての給与条例の特例)

第16条 育児短時間勤務の承認を受けた職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第4条第3項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、所沢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第27号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第4条第4項及び第7項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第8条の2第2項	定年前再任用短時	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 略
- (2) 定年条例第4条の規定により引き続き勤務している職員

(育児短時間勤務職員等についての給与条例の特例)

第16条 育児短時間勤務の承認を受けた職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第4条第3項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、所沢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第27号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする
第4条第4項及び第7項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額（1円未満の端数があるとあるときは、その端数を切り捨てた額）とする
第4条第12項	とする	に、算出率を乗じて得た額（1円未満の端数があるとあるときは、その端数を切り捨てた額）とする
第8条の2第2項	再任用短時間勤務	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に

職員	規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）		
再任用職員の管理職手当	管理職手当		
勤務時間等条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間と除して得た数	略		
第9条第2項第2号	再任用短時間勤務職員		略
第13条第	略		略

間勤務職員の管理職手当の月額	規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。）の管理職手当の月額		
定年前再任用短時間勤務職員の基準管理職手当月額に	定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の管理職手当の月額に		
勤務時間等条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間と除して得た数	略		
第9条第2項第2号	定年前再任用短時間勤務職員		略
第13条第	略		略

1 項	第 2 項	所沢市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 2 1 号）第 1 6 条
第 1 3 条第 4 項	略	略
第 1 3 条第 5 項	略	略

（育児短時間勤務職員等についての所沢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の特例）

第 1 6 条の 2 育児短時間勤務職員等についての所沢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 2 8 年条例第 7 号）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 6 条第 2 項	決定するものとする	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、所沢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 7 年条例第 2 7 号）第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項の規定により定められた勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする
第 6 条第 3 項	規定する額	規定する額に算出率を乗じて得た額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

（部分休業をすることができない職員）

第 1 7 条 育児休業法第 1 9 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 略
- (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第 2 8 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

1 項	略	略
第 1 3 条第 5 項	略	略

（育児短時間勤務職員等についての所沢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の特例）

第 1 6 条の 2 育児短時間勤務職員等についての所沢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 2 8 年条例第 7 号）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 6 条第 2 項	決定するものとする	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、所沢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 7 年条例第 2 7 号）第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項の規定により定められた勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第 6 条第 3 項	規定する額	規定する額に算出率を乗じて得た額

（部分休業をすることができない職員）

第 1 7 条 育児休業法第 1 9 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 略
- (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第 2 2 条の 4 第 1 項に規定する職員（以下「定年前任用短時間勤務職員」という。）を除く。）

(部分休業の承認)

第18条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2・3 略

附 則

（施行期日）

1 略

（給与条例附則第11項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え）

2 育児短時間勤務職員に対する給与条例附則第11項の規定の適用については、同項中「』とす」とあるのは、「』に、勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。」とする。

3 育児休業法第17条の規定による勤務をしている職員が給与条例附則第11項の規定の適用を受ける場合においては、第16条、第16条の2及び前項の規定を準用する。

(部分休業の承認)

第18条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2・3 略

附 則

略

◎所沢市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正（第7条関係）

(給与の種類及び基準)

第2条 現業職員で常時勤務を要するもの、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成30年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けたもの（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）及び法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給与は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時

(給与の種類及び基準)

第2条 現業職員で常時勤務を要するもの、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成30年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けたもの（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）及び法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給与は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤

間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当とする。

2 略

3 非常勤又は臨時の現業職員（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の給与については、常勤の現業職員の給与との均衡を考慮して支給する。

務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当とする。

2 略

3 非常勤又は臨時の現業職員（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員を除く。）の給与については、常勤の現業職員の給与との均衡を考慮して支給する。

◎所沢市一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正（第8条関係）

（月額を単位として支給する特殊勤務手当の額）

第14条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成30年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員」という。）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）が、第6条、第8条又は第12条に規定する業務に従事したときに支給する特殊勤務手当の額は、第6条第2項、第8条第2項又は第12条第2項に定める額に、勤務時間等条例第2条第2項及び第3項の規定により定められたその者の勤務時間を、勤務時間等条例第2条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（月額を単位として支給する特殊勤務手当の減額）

第15条 第6条、第8条又は第12条に規定する業務に従事する職員その月の勤務日数が16日に満たないときは、第6条第2項、第8条第2項又は第12条第2項に規定する額から、その不足する日数半日につき、それぞれ同項に規定する額を32で除して得た額（当該日に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。）を減額する。ただし、育児短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務職員については、規則で定める。

（月額を単位として支給する特殊勤務手当の額）

第14条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成30年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員」という。）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）が、第6条、第8条又は第12条に規定する業務に従事したときに支給する特殊勤務手当の額は、第6条第2項、第8条第2項又は第12条第2項に定める額に、勤務時間等条例第2条第2項及び第3項の規定により定められたその者の勤務時間を、勤務時間等条例第2条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（月額を単位として支給する特殊勤務手当の減額）

第15条 第6条、第8条又は第12条に規定する業務に従事する職員その月の勤務日数が16日に満たないときは、第6条第2項、第8条第2項又は第12条第2項に規定する額から、その不足する日数半日につき、それぞれ同項に規定する額を32で除して得た額（当該日に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。）を減額する。ただし、育児短時間勤務職員及び再任用短時間勤務職員については、規則で定める。

◎所沢市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

(給与の種類)

第2条 企業職員で常時勤務を要するもの、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成30年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けたもの（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。）、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）及び同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下これらを「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。

2・3 略

(第9条関係)

(給与の種類)

第2条 企業職員で常時勤務を要するもの、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成30年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けたもの（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。）、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下これらを「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。

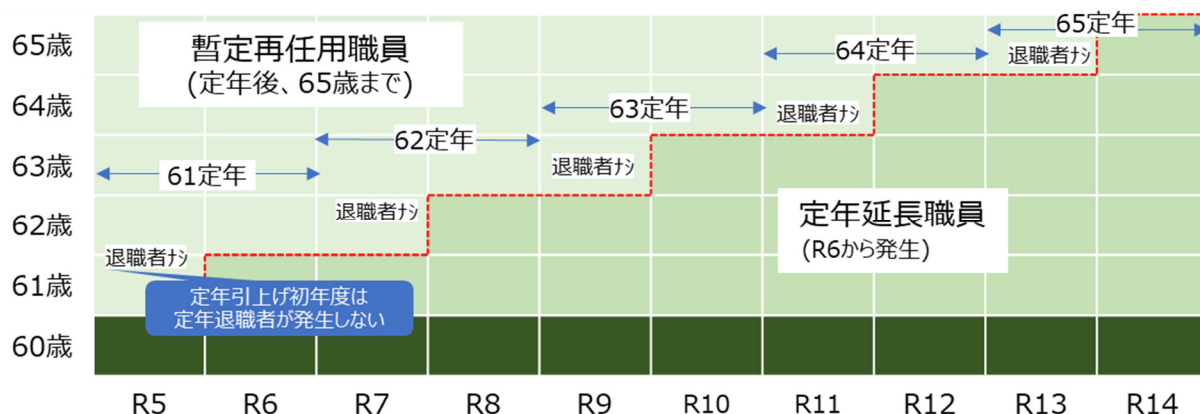
2・3 略

定年延長制度について

定年延長制度の概要

1. 定年年齢の段階的引上げ

- 現行原則 60 歳の定年年齢を令和 5 年度から 2 か年度に 1 歳ずつ引き上げ、令和 13 年度以降の定年年齢を 65 歳とする。



2. 役職定年制（管理監督職勤務上限年齢制）の導入

- 組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため、役職定年制（管理監督職勤務上限年齢制）を導入する。
 - ・管理監督職は、60 歳に達した日の翌日以後における最初の 4 月 1 日に非管理監督職へ降任する。
 - ※役職定年の対象範囲は管理職手当の支給対象となっている職とし、役職定年年齢は 60 歳を基本とする（医師は除く。）。
 - ※非管理監督職は、従前のままの職位とする。

3. 定年前再任用短時間勤務制の導入

- 60 歳に達した日以後定年前に退職した職員について、本人の希望により、短時間勤務の職に採用することができる制度を導入する。

4. 情報提供・意思確認制度の新設

- 事前に、60 歳以後の任用、給与、退職手当等に関する情報を提供し、60 歳以後の勤務の意思を確認する制度を新設する。

5. 定年退職者の再任用に関する経過措置

- 定年年齢の段階的引上げ期間中において、65 歳まで雇用できるよう、暫定再任用制度（現行再任用と同様）を運用する。

6. 給料月額措置（所沢市一般職員の給与等に関する条例）

- 定年引上げに伴い、当分の間、職員の給料月額は、61 歳に達する年度初めから、60 歳に達した年度末の給料月額を 7 割水準とする。